

議案第十七号

中央区密集街区環境改善まちづくり基金条例

右の議案を提出します。

令和七年二月二十五日

提出者 中央区長 山 本 泰 人

中央区密集街区環境改善まちづくり基金条例

(設置)

第一条 区内における密集街区の環境改善に要する資金を積み立てるため、中央区密集街区環境改善まちづくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、毎年度予算で定める。

(運用益金の処理)

第三条 基金の運用から生ずる収益は、中央区一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(説明)

区内における密集街区の環境改善に要する資金を積み立てる目的で、新たに基金を設置するため、この条例案を提出します。